

亀山市告示第 179 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号。以下「省令」という。）第 35 条第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構に、同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとしましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 12 月 2 日

亀山市長 櫻 井 義 之

地方公共団体情報システム機構に、 省令第 35 条第 1 項に規定する通知 カード・個人番号カード関連事務を 行わせることとした日

平成 26 年 11 月 26 日
